広報いが市

9.1
No.258
2016年（平成28年）9月1日号

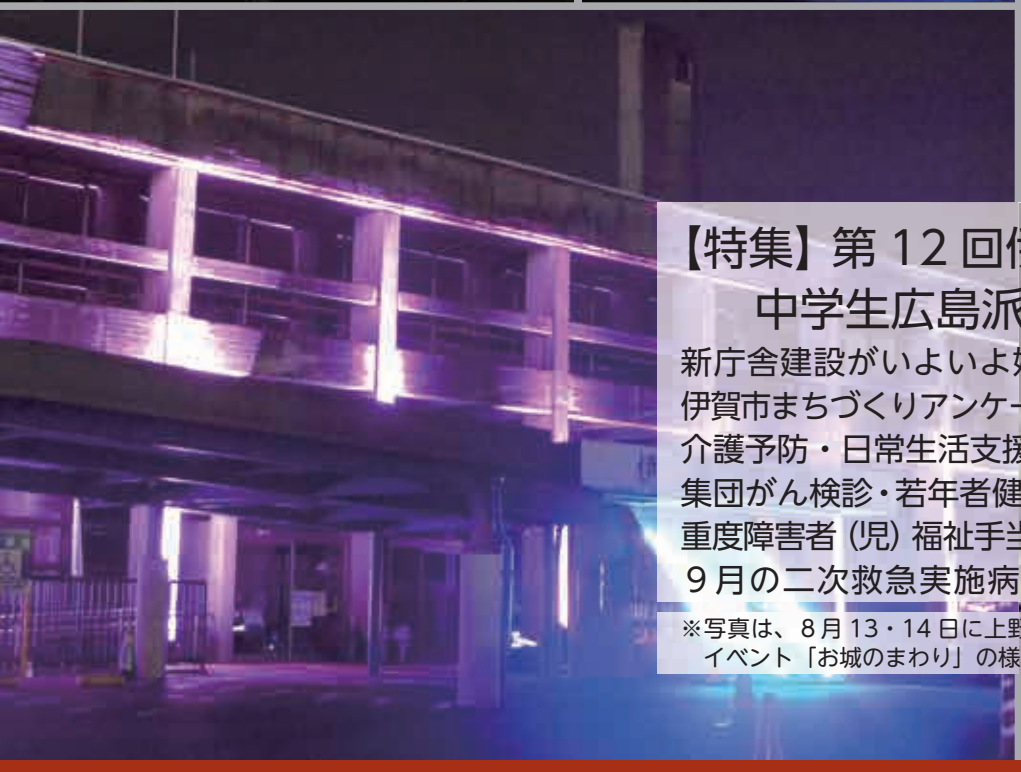

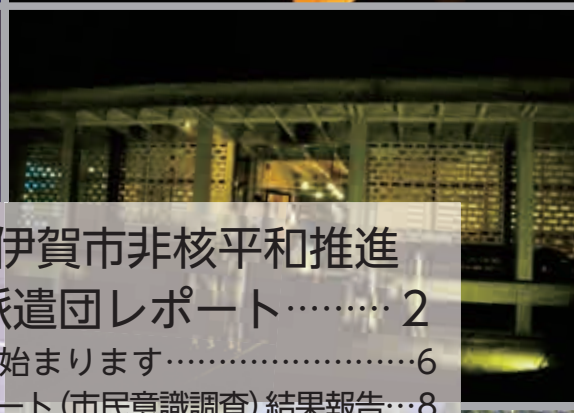

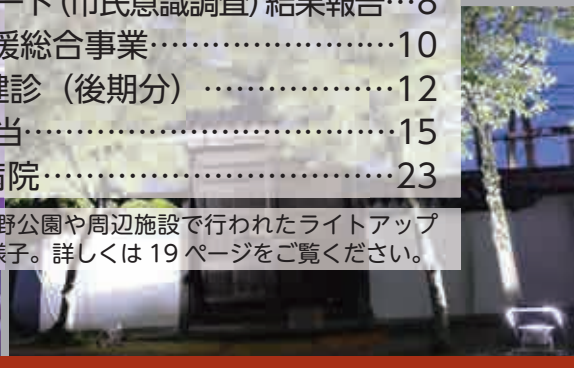

【特集】第12回伊賀市非核平和推進
中学生広島派遣団レポート…… 2
新庁舎建設がいよいよ始まります……6
伊賀市まちづくりアンケート（市民意識調査）結果報告…8
介護予防・日常生活支援総合事業……10
集団がん検診・若年者健診（後期分）……12
重度障害者（児）福祉手当……15
9月の二次救急実施病院……23

※写真は、8月13・14日に上野公園や周辺施設で行われたライトアップイベント「お城のまわり」の様子。詳しくは19ページをご覧ください。

第12回

伊賀市非核平和推進 中学生 広島 派遣団レポート

【問い合わせ】 人権政策・男女共同参画課 ☎47-1286 FAX 47-1288

≪行程表≫

～1日目～
被爆体験講話聞き取り⇒原爆ドーム見学⇒千羽鶴献納⇒広島平和記念資料館見学
～2日目～
平和記念式典参列⇒平和演劇鑑賞

8月5日から2日間、市内の各中学校代表の生徒10人を広島市へ派遣しました。
参加した生徒は、71年前に起きた人類史上最初の原子爆弾による悲惨な現実を、見て、聞いて、肌で感じて、非核平和への思いを新たにしました。
その内容を、生徒のレポートからお伝えします。

被爆体験講話

11歳のとき、爆心地から約2km離れた自宅で被爆した、瀬越睦彦さんからお話を伺いました。

◆青山中学校　古市　弘樹

語り手の瀬越睦彦さんは、戦争に振り回された少年時代を語ってくれました。
その中で瀬越さんは、「戦争は子どもの心まで鬼にする」と言っていました。この言葉から、人の心に悲しさを突き刺した戦争の残酷さを感じました。

▲▶メモを取りながら、真剣に被爆体験者の話に聞き入る生徒たち

◆島ヶ原中学校　吉川　大翔

私は瀬越さんの言っていた「戦争は人の考えさえもおかしくする」という言葉が印象に残りました。
人の性格さえも変えてしまうほど戦争はおそろしいものだということを改めて感じることができました。

▶「戦争を体験したことのない人が、戦争はいけないことだとわかるためにも、このような被爆体験講話は必要だと思った。」（生徒談）

**どの角度から見ても
骨組みが見えている…。
建物をこんな風にしてしまう
原爆は本当に恐ろしい。**
（生徒談）

原爆ドーム

原爆の惨禍を伝え、核廃絶と人類の平和を求める誓いのシンボルである原爆ドームの見学を行いました。

◆緑ケ丘中学校　中　瑞希

広島の町はとてもきれいでした。しかし、原爆ドームは焼け焦げていて、その恐ろしい姿からは、本当に原爆が投下されたんだと実感することができました。

ここで感じた悲しい気持ちを忘れないようにしたいです。

▶「実際に原爆ドームを間近で見て、原爆が落とされたときのことを思い浮かべてとても怖くなった。」（生徒談）

▶原爆ドーム付近に設置されたパネル展。
生徒たちは、広島や長崎に投下された原爆に関する資料を見ながら平和の尊さについて学びました。

原爆の子の像

市内の中学生一人ひとりが折った千羽鶴を捧げました。

◆城東中学校　宮本　京和

原爆の子の像には、小さな子から大人まで全国の人たちが作った鶴が捧げられていました。

そこには、二度と戦争をしてほしくない、核兵器を使ってほしくないという思いが込められていて、平和を心から願う気持ちを感じました。

◀原爆の子の像の内側には鐘があり、生徒たちはその鐘を鳴らして平和への祈りを捧げました。

広島平和記念資料館

原爆による惨状を示す写真や資料の見学を行いました。

◆崇広中学校　平田　智千

平和記念資料館では、無残に溶けた皮膚や顔がなくなった少女の写真などを見学し、それがとても心に突き刺さりました。

原爆は全てを破壊するのだと改めて感じ、核兵器廃絶への気持ちがより一層強くなりました。

◆上野南中学校　森下　梨乃

平和記念資料館に行って、写真を見てとても心が痛くなりました。

一番印象に残っているのは、皮膚が垂れ下がっている人形があったことです。それを見て、本当に戦争は怖いものだと実感できました。

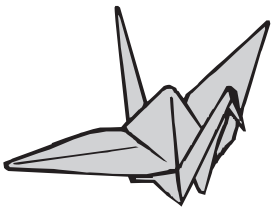

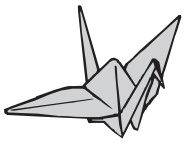

▼「平和記念式典に参列したのは初めてだった。中学校に帰ったら、今日のことを周りのみんなにしっかり伝えたいと思った。」（生徒談）

平和記念式典

広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式に参列しました。

◆大山田中学校　川極　景勝

日本の人だけでなく、外国の人も平和記念式典に参加していたところを見て、世界中の人々が平和を願っていると改めて感じました。

世界中の心が一つになって、核兵器のない平和な世界をめざしていきたいです。

◆霊峰中学校　福永　怜央

暑い中、世界各国や日本全国からたくさんの人が、原爆が投下された広島を訪れて式典に参加していました。

僕も、その一人として参加させていただき、その場にいた大勢の人の世界平和を祈る気持ちを感じました。

▲式典会場に供えられた花に折り鶴を添える様子。

平和演劇鑑賞

広島市立舟入高等学校演劇部による演劇「八月の青い蝶」を鑑賞しました。

◆柘植中学校　上地　一輝

青い蝶の標本には、切ない少年の日の記憶が刻まれていました。愛する人を簡単に消し去ってしまう戦争の恐ろしさを改めて感じました。

普通に夢を持ったり、人を好きになったりすることをなくしてしまう戦争は、あってはならないものだと思いました。

◆阿山中学校　藤原　優佑

一発の原子爆弾が一人の若い女性の「命」と「未来」を奪い、少年の心を傷つけました。

原爆の被害とは、町がどれだけ焼けたとか目に見えるものだけじゃなくて、人の心をどれだけ傷つけたかということだと思いました。

新庁舎建設がいよいよ始まります

～平成30年12月の完成をめざして～

（完成予想図）

7月19日に、庁舎整備に必要となる開発許可などの諸手続きについて、全ての許認可が整いました。また、7月29日に開かれた市議会臨時議会で、庁舎整備事業用地取得についての議案が可決されました。

本年10月に工事が始まるにあたり、現在に至るまでの経緯を振り返り、今後の予定をお知らせします。

◆これまでの経緯

《第1段階（計画）》

○平成25年5月　庁舎整備計画検討委員会設置

○平成25年10月　意見交換会（10カ所11回、延べ653人参加）・パブリックコメント実施

○平成25年12月　庁舎整備計画検討委員会が庁舎整備候補地を答申

住民説明会やパブリックコメントを経て、県伊賀庁舎隣接地案と現在地案の2案併記で市に答申されました。

○平成26年2月　庁舎整備計画策定

○平成26年7月　庁舎の位置を決める住民投票説明会（7カ所8回、延べ433人参加）

○平成26年8月　住民投票

投票率は42.51％で、住民投票条例に定められた成立要件（投票率50％以上）に達せず、不成立となりました。

○平成26年9月　移転条例の可決

特別多数議決により出席議員の3分の2以上の賛成を得て、庁舎を四十九町に移転することが決定しました。

《第2段階（設計など）》

○平成26年12月　基本・実施設計着手

市民の皆さんと歩んできた新庁舎建設への道のり

平成25年5月に検討を始めてから、これまで市民説明会などを30回以上開催し、1,000人を超える市民の皆さんに参加していただきながら進めてきました。

同年2月、今後の伊賀市の将来を見据え、行政機能と観光集客機能の分担を図っていく方向がまとめられ、行政機能を担う庁舎は「三重県伊賀庁舎隣接地に新築」とすることを市の方針としました。また、9月議会で庁舎位置を変更する条例が可決され、四十九町に移転することが正式に決定しました。

今後も着実な整備を進めていきます

防災拠点機能の早期充実、分散した庁舎機能の集約と行政サービスの向上、また、市の財政状況や市民の将来負担を考慮し、平成31年度の合併特例債活用期限内での着実な整備を進めていきます。

○**庁舎建設事業費**（建築工事費や造成工事費、用地取得費など）：総額約64億円

※財源には、*合併特例債（約46億円）、庁舎建設基金（約15億円）を含む。

***合併特例債**…借入金の7割について国から補てんを受けられる有利な財源

【問い合わせ】管財課　☎22・9610　FAX24・2440

（完成予想図）

10月から工事が始まります

許認可取得など工事発注のための準備が整ったことから、いよいよ本年10月から建設予定地で工事が始まります。

まずは敷地造成工事を行い、来年3月頃に本体建築工事に着手する予定です。建物の完成は平成30年12月をめざしています。

◆これからの予定

○平成27年5～7月　市民説明会（7カ所8回、延べ150人参加）・市民ワークショップ・パブリックコメント実施

▲市民ワークショップの様子。1カ所2回延べ50人が参加。

○平成27年10月　基本設計完成

《建物概要》
- ○構造：鉄骨造、免震構造
- ○階数：地上5階
- ○延床面積：14,014㎡

○平成28年7月　許認可取得・用地取得

用地取得の議案が賛成多数で可決されました。
- ○取得面積：16,135㎡
- ○取得金額：3億1,561万7,000円

※取得額は土地の鑑定評価によるものです。

《第3段階（施工～完成）》

○平成28年9月　実施設計完成

○平成28年10月　造成工事開始予定

計画地で盛り土を中心とした造成工事が始まります。

○平成29年3月　本体建築工事開始予定

建物本体の建築工事に着手します。完成まで約2年かかります。

○平成31年1月（予定）　開庁

伊賀市まちづくりアンケート（市民意識調査）の調査結果を報告します

市民の皆さんの声、聞かせていただきました

【問い合わせ】
総合政策課 ☎22・9620 FAX22・9672

【伊賀市まちづくりアンケートとは】

このアンケート調査は、市民の皆さんが普段の生活で感じていること、気付いたことを聞かせていただき、今後の伊賀市のまちづくりの参考とするものです。

第2次伊賀市総合計画の各政策に対する市民の皆さんの「現状での満足度」、また「今後の重要性」を把握することで、現在行っている事業の分析や今後の進め方などについて検討することを目的としています。

【調査方法】 市内在住で、18歳以上の市民2,222人を無作為に抽出し、調査票を送付しました。

【調査期間】 2月18日～3月22日

【回収率】 46.3％
※1,029人から回答をいただきました。

【調査内容（質問）】

①第2次伊賀市総合計画の認知度
②市民の皆さんの定住意識、まちづくりへの参加意識
③第2次伊賀市総合計画第1次再生計画で重点プロジェクトとして掲げている、「医療・地域福祉」「観光・農林業」について
④第2次伊賀市総合計画第1次再生計画に掲げる28項目の政策の満足度
⑤第2次伊賀市総合計画第1次再生計画に掲げる28項目の政策の重要度
⑥暮らしの現状や考えに関すること
⑦地方創生に向けた取り組みに関して、地域で暮らす上で不安なことや、活力ある社会をめざすために最も重視すべき取り組みについて

【調査結果の抜粋】

●定住意識

問：今のところに将来も住み続けたいですか

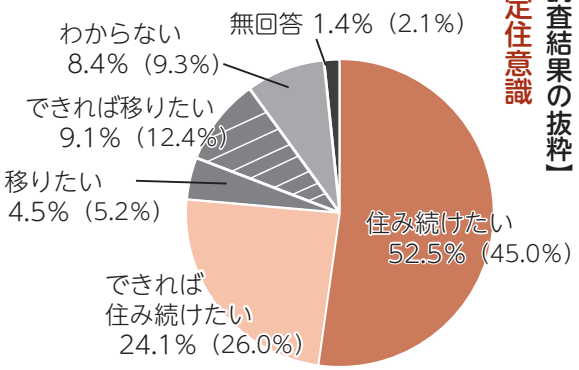

（）内は、平成27年の調査結果

今のところに「将来も住み続けたい」と思う人の割合は50％を超えており、定住意識は非常に高くなっています。その理由として、土地への愛着や隣近所との付き合いをあげられている割合が高く、一方で、「移りたい」「できれば移りたい」理由として、通勤・通学・買物・医療など、生活上の不便さをあげられている割合が高くなっています。

●定住意識（年齢別）

年齢別にみると、全体的には年齢が低くなるほど「移りたい」「できれば移りたい」と考えている人の割合が高くなる傾向がみられます。

一方、65歳以上では、「住み続けたい」「できれば住み続けたい」と考えている人が85～90％に上っています。

問：今のところに将来も住み続けたいですか（年齢別）

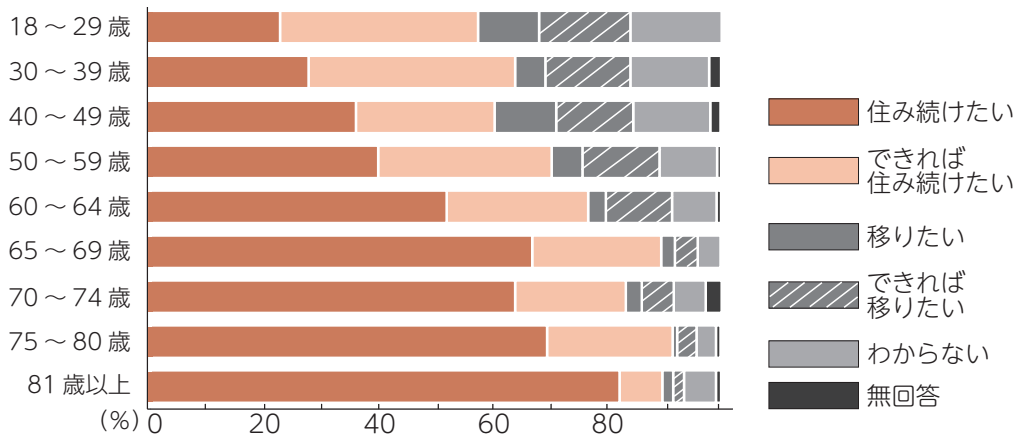

●まちづくりへの市民参加

市政への参加意欲については、半数を超える人が、参加したいとの意欲を持っています。しかし一方で、参加したいとは思わない人も40％を超えています。

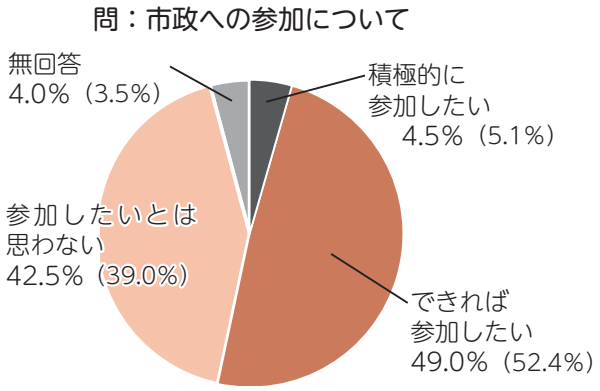

（）内は、平成27年の調査結果

●地域で暮らす上で不安なこと

この質問に対して「生活の利便性」や「地域社会のつながりの希薄化」と答えた人の割合が多く、これらは、定住意識の中で、今のところから移りたいと考える理由としてもあげられてます。

定住につなげるためには、こうした不安の解消も必要であると考えられます。

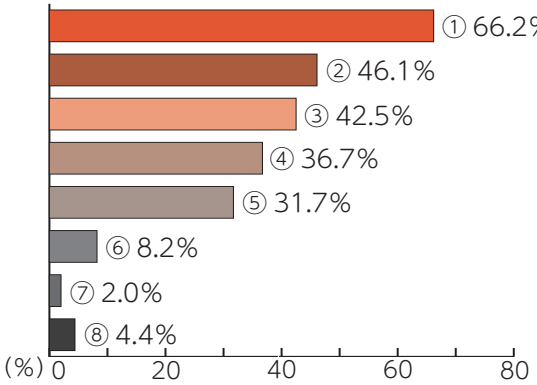

①～⑧の内容は次のとおりです。
①生活上の利便性（通学・買い物・医療など）
②地域社会のつながりの希薄化（子どもや高齢者の見守り、近隣住民の交流や助け合い）
③防犯など生活の安心・安全
④災害時の避難など
⑤地域活性化や産業・雇用
⑥伝統・歴史の継承や文化の育成
⑦その他　⑧無回答

●活力ある社会をめざして取り組むべきこと

活力ある社会の形成に向けて、子育て支援や高齢者施策とともに、地域に魅力的で安定した「しごと」を創ることが重要です。

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」がさらに「しごと」を創り出す好循環を生み続ける「まち」の形成につながります。そのためにも各主体が連携し、取り組むことが必要です。

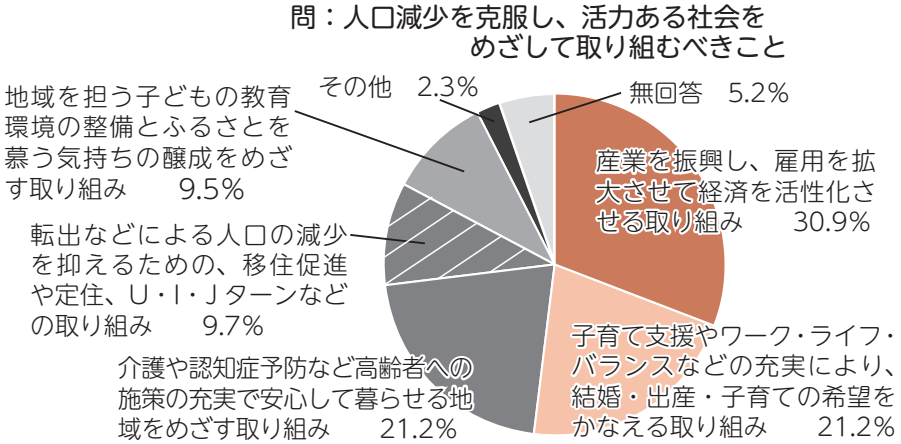

●アンケート結果から見えてきた重点的に取り組むべき政策

伊賀市の現状や取り組んでいる政策についての満足度や重要度を聞いたところ、満足度が低く、重要度が高い傾向にある政策として、次の政策があげられます。

○子ども・高齢者・障がい者などの見守りと支えが十分なまちづくり（地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など）
○誰もが働きやすく、働く意欲が持てるまちづくり（就業・雇用など）
○市内外の交通インフラ整備により、人・モノ・情報の流れが活発なまちづくり（道路整備、市営住宅、公共交通など）
○生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり（生涯学習、公民館事業、図書館事業など）
○地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり（人材育成、移住・交流など）

【おわりに】

今回実施したアンケート調査により、市民の皆さんからいただいた貴重なご意見を参考に、今後のまちづくりを進めます。

なお、詳しい調査結果については、総合政策課または市ホームページでご覧いただけます。

～10月1日から始まります～
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

地域全体で高齢者を支える体制づくりをめざして

この事業は、事業者やNPO法人、地域住民などさまざまな人が参画し、市町村がそれぞれの実情に応じた多様なサービスを提供することで、支援が必要な人を地域で支え合う体制づくりをめざすものです。

住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も能力を生かして介護予防に取り組んでいきましょう。

要支援1・2の人のサービスが変わります

これまで介護保険の要支援1・2の人が利用するサービスは、国の一律の基準で行ってきました。

今後のホームヘルプサービスとデイサービスについては、市独自の基準で行うものに移行します。

※要介護1～5の人のサービスに変更はありません。

①介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】
○介護保険で要支援1・2の認定を受けている人
○基本チェックリストで事業対象者に該当する人

◆介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

	従来と同等のサービス	緩和した基準による新しいサービス	
内容	ホームヘルパーによる入浴介助などの身体介護、掃除・買い物などの生活援助	ホームヘルパーなどの従事者が行う掃除や買い物などの生活援助	シルバー人材センターが行うゴミ出しや洗濯物の取り入れなどの簡易なサービス
利用料のめやす	1回あたり271円（週1回程度）	《30分まで》1回あたり166円（週1回程度） 《60分まで》1回あたり237円（週1回程度）	《15分まで》1回あたり100円 《30分まで》1回あたり150円

◆介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（デイサービス）

	従来と同等のサービス	緩和した基準による新しいサービス
内容	日常生活上の支援や機能向上トレーニングなどのサービス	閉じこもり予防や心身のリフレッシュを目的としたサービス
利用料のめやす	1回あたり383円（週1回程度）	《5時間まで》1回あたり245円（週1回程度） 《8時間まで》1回あたり326円（週1回程度） ※事業所によってサービスの提供時間が異なる。

※利用料のめやすは、介護保険制度の自己負担割合が1割の人の利用料です。

※利用料は、事業所によって別途加算がある場合があります。

②一般介護予防事業

65歳以上の人が介護予防のために週1回以上利用する地域のサロンに対し、その運営費用の一部を助成します。また、介護予防活動の普及・啓発や住民主体の介護予防活動の育成・支援などの事業を市が実施します。

◆サービスを利用するまでの流れ

まずはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターもしくは介護高齢福祉課・各支所住民福祉課へご相談ください。

次の①～⑥に該当するものが１つ以上ありますか。
①杖をついたり、歩行器を使用しないと一人で歩くことができない
②認知機能の低下により日常生活に支障をきたしている
③入浴や体を洗うことが自分でできない
④服薬や病気の管理のために訪問看護などの医療系サービスの利用希望がある
⑤手すりの設置などの住宅改修、福祉用具のレンタルや購入を希望する
⑥家族での介護が難しく、長時間の居場所を求めている

要介護（要支援）認定の手続き

- 要介護１～５
- 要支援１・２
- 非該当

「基本チェックリスト」* による判定

＊基本チェックリスト（全 25 項目）
「はい」「いいえ」で答えていただく質問票で、地域包括支援センター・介護高齢福祉課・各支所住民福祉課にあります。閉じこもりやうつ症状などの要因になりやすい生活機能について確認します。

- 生活機能の低下がみられる
- 自立した生活が送れる

利用できるサービス

- 介護サービス（介護保険）
- 介護予防サービス（介護保険）
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

【問い合わせ】
○介護高齢福祉課　介護予防・生活支援サービス事業　☎ 26-3939
一般介護予防事業　☎ 22-9634　FAX 26-3950（共通）
○地域包括支援センター　中部（本庁舎１階）　☎ 26-1521
東部サテライト（いがまち保健福祉センター内）　☎ 45-1016
南部サテライト（青山保健センター内）　☎ 52-2715

集団がん検診・若年者健診（後期分）

【対象者】 市内に住所があり、左ページの表の対象年齢に該当する人
※同一年度内に同じ項目の検診は受けられません。
※現在すでに気になる症状がある場合は医療機関で受診してください。
※すでに平成 28 年７月以降に医療機関でがん検診を受診した人は受診できません。

申込時に次の項目をお聞きしますので、準備してからお電話ください。
○氏名　○生年月日
○住所　○電話番号
○希望検診日
○希望検診名

予約電話：健康推進課 ☎ 22-9653

（９月７日㈬～９日㈮　午前８時 30 分～午後５時 15 分）

※期間中はこの電話番号への予約のみ受け付けます。（９月 12 日㈪以降はいがまち保健福祉センター・青山保健センターでも電話予約を受け付けます。）
※市役所や保健センターへの来所・郵送・ファックス・Ｅメールでの予約はできません。
※予約の受付開始日は電話がかかりにくくなることが予想されますが、ご了承ください。
※定員になり次第締め切ります。

受付開始日：９月７日㈬

検診日時（受付時間）	検診場所	胃がん 1台 50 人	大腸がん 定員なし	前立腺がん 定員なし	子宮頸がん 100 人	乳がん 1台 70 人	若年者健診 50 人
10 月 15 日㈯ 9：00～11：30	大山田保健センター	●	●		●	●	
10 月 23 日㈰ 9：00～11：30	青山公民館	●	●	●	●	●２台	●
11 月　５日㈯ 9：00～11：30	阿山保健福祉センター	●２台	●	●	●	●２台	●
11 月 19 日㈯ 9：00～11：30	いがまち保健福祉センター	●	●	●	●	●	●

受付開始日：９月８日㈭

検診日時（受付時間）	検診場所	胃がん 1台 50 人	大腸がん 定員なし	前立腺がん 定員なし	子宮頸がん 100 人	乳がん 1台 70 人	若年者健診 50 人
11 月 11 日㈮ 9：00～11：30	ゆめぽりすセンター	●	●		●	●	
11 月 22 日㈫ 9：00～11：30			●		●	●	
12 月 11 日㈰ 9：00～11：30		●２台	●	●	●	●	●
13：30～15：00			●		●	●	
平成 29 年 3 月 11 日㈯ 9：00～11：30		●	●	●	●	●	

※12 月 11 日㈰は子どもが遊べるキッズコーナーを設けますので、小さい子どもがいる人もお申し込みください。

現在受付中

検診日時（受付時間）	検診場所	胃がん 1台 50 人	大腸がん 定員なし	前立腺がん 定員なし	子宮頸がん 100 人	乳がん 1台 70 人	若年者健診 50 人
９月 19 日㈪・㊗ 9：00～11：30	ゆめぽりすセンター	●２台	●	●	●	●２台	※定員に達したため、受付終了
13：30～15：00			●		●	●	
９月 22 日㈭・㊗ 9：00～11：30	島ヶ原支所	●２台	●	●	●	●	
10 月７日㈮ 9：00～11：30	ゆめぽりすセンター	●	●	●	●	●２台	
13：30～15：00			●		●	●	

※8月 22 日㈪現在（申込先・問い合わせは左ページに記載）

～がん検診無料受診券（はがき）を忘れていませんか？～
子宮頸がん・乳がん検診の対象者には無料受診券（はがき）を送付していますので、ぜひこの機会に受診してください。紛失した場合は再発行できます。

《対象者・注意事項など》 ※受診時には自己負担金を持参してください。

検診名	対象者	自己負担額		内容・注意事項
		74歳以下	75歳以上	
胃がん検診	20歳以上の人（平成9年4月1日以前に生まれた人）	1,100円	400円	バリウムを飲んで胃部レントゲン撮影をします。前日の午後10時以降は飲食しないでください。 ※胃の手術を受けた人や妊娠している人は受診できません。 ※むせやすい人や飲み込みにくい人は医療機関で受診してください。
大腸がん検診	20歳以上の人（平成9年4月1日以前に生まれた人）	400円	100円	事前に容器をお渡ししますので、2日分の採便をしてお持ちください。 ※生理中の人は受診できません。
前立腺がん検診	50歳以上の男性（昭和42年4月1日以前に生まれた人）	600円	200円	血液検査です。
子宮頸がん検診	20歳以上の女性（平成9年4月1日以前に生まれた人）	1,400円	400円	子宮頸部細胞の採取と視診です。 ※生理中の人は受診できません。 ※子宮の手術を受けた人はかかりつけ医とご相談ください。
乳がん検診	30歳以上の女性（昭和62年4月1日以前に生まれた人）	1,600円	400円	乳がんの自己検診法の説明と乳房レントゲン撮影（マンモグラフィー）です。レントゲン撮影は、乳房をプラスチックの板で挟んで撮影する方法です。（多少の痛みを伴います。） ※妊娠中・授乳中・断乳後1年未満の人は受診できません。
若年者健診	昭和52年4月1日～平成9年4月1日に生まれた人	2,800円		身体測定・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・診察などを行います。食事により血液データが変わることがあるので、できるだけ空腹でお越しください。

※65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人は、75歳以上の人の自己負担額をお支払いください。
※生活保護世帯の人は無料です。
※生活保護世帯の人または65～74歳で後期高齢者医療被保険者に該当する人は予約時にお伝えいただくか、検診日に受付で証明になるものを提示してください。
※無料受診券対象の人は、無料受診券（はがき）と健康保険証を提示してください。

◆現在受付中の検診と9月12日㈪以降の申込先・問い合わせ
○健康推進課 ☎22-9653
○いがまち保健福祉センター（地域包括支援センター東部サテライト） ☎45-1016
○青山保健センター（地域包括支援センター南部サテライト） ☎52-2280

定期的な検診で病気の早期発見・早期治療を
市では、がん検診の受診をすすめています。定期的に受診し、病気の予防と早期治療で健康づくりに努めましょう。
なお、広報いが市では、感染症や胃がんなど、さまざまな病気の原因やその予防・治療をテーマにしたコラム「カラダのことおしえて！」を奇数月の1日号に掲載していますので、ぜひご覧ください。

集団がん検診と併せて
伊賀市国民健康保険 集団特定健康診査を受診しませんか

【対象者】 40～74歳の伊賀市国民健康保険加入者
【自己負担金】 500円
【健診の内容】 身体測定・尿検査・血圧測定・血液検査・心電図・診察など
※食事により血液データが変わることがあるため、できるだけ空腹で受診してください。
【持ち物】 受診券・健康保険証
※事前申し込みが必要です。
※受診券を紛失した場合は再発行できます。
※すでに7月以降に医療機関で伊賀市国民健康保険特定健診を受診した人、または簡易人間ドックを受診した人は、受診できません。

◆健診の日程

健診日（受付時間）		健診場所
10月23日㈰	9：00～11：30	青山公民館
11月 5日㈯		阿山保健福祉センター
11月19日㈯		いがまち保健福祉センター
12月11日㈰		ゆめぽりすセンター

【申込先・問い合わせ】 保険年金課 ☎22-9659

知ってほしい！伝えたい！

伊賀市の“今”

このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。
今回は今年度のこれまでの事業の状況をお知らせします。

子育て

4月から開設した子育て相談広場「にんにんパーク」は、子育て中の親子が自然の中でふれあいながら遊べる広場です。
9月25日㈰には、「葉っぱdeにんにん」を行いますので、ぜひお越しください。
（こども未来課）

移住・交流

今年度、地域づくり推進課に「移住交流係」を新設、「移住コンシェルジュ」が就任し、さまざまな移住相談に総合的に対応できる体制を整えました。
また、東京や大阪などで開催される移住相談会にも積極的に出展しています。
（地域づくり推進課）

公共施設

2030（平成42）年度までに施設の総延床面積の34％縮減をめざし、昨年度から第1期実行計画を実施しています。
対象99施設の具体的な検討を、公共施設マネジメントの3原則「総量の縮減」「機能の複合化」「運営の適正化」に基づき、進めています。
（管財課）

《問い合わせ》 管財課 ☎22・9610 FAX24・2440
こども未来課 ☎22・9677 FAX22・9646
地域づくり推進課 ☎22・9639 FAX22・9694

◆ みんなで考えよう、ごみのこと

ごみを減らすための4R（よんあーる）運動

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎20-1050 FAX 20-2575

市では、ごみの減量・リサイクルを進めるため「4R運動」を推進しています。
「4R運動」とは、次の4つの英語の頭文字（R）をとった運動で、日常生活の中でこれら4つのRを実行し、ごみを減らす取り組みのことです。

Refuse（リフューズ） 断る
～ごみになるものは断りましょう～

- すぐにごみになるものはもらわない。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。

Reduce（リデュース） 発生を抑制する
～ごみになるものを減らしましょう～

- ごみが余分に増えないように、詰め替え商品を利用する。
- 食料品は余らないよう計画的に購入し、使い切る。

Reuse（リユース） 再利用する
～物を繰り返し使いましょう～

- 長く使えそうな商品を選ぶ。修理して大切に使う。
- いらなくなったら別の使い方を考える。欲しい人に譲る。
- 繰り返し使用できる容器の商品を選ぶ。

Recycle（リサイクル） 再生利用する
～資源として再利用しましょう～

- 正しく分別し、資源物として出す。
- リサイクル可能な商品やリサイクルされた商品を選ぶ。

ごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らす工夫をすることが大切です。
そこで、ごみを減らすポイント「4つのR」を心がけて、環境にやさしく、大切な資源として生かす取り組みを始めてみませんか。

お知らせ 寝たきり高齢者等福祉手当

【対象者】
　①と②に該当する人
①次のいずれかの状態が６カ月以上継続している
○介護認定が要介護４または５である
○自立した生活が困難な重度の認知症（日常生活自立度が「M」）である
②月の 1/3 以上が在宅生活である
【支給額】　月額 3,000 円
※次に該当するときは支給対象外
①特別障害者手当・経過的福祉手当（いずれも国の手当）または重度障害者福祉手当（市の手当）の受給資格がある人
②病院や介護保険施設などに３カ月以上継続して入院または入所している人
【支給月】　年２回（４月・10 月）
【受給方法】　本人からの請求により支給します。

◆状況届を提出してください
　現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、状況届を提出してください。
【提出期限】　９月 23 日㈮

【提出先・問い合わせ】
　介護高齢福祉課
　☎ 22-9634　FAX 26-3950
　各支所住民福祉課

お知らせ 秋の全国交通安全運動

【運動期間】　９月 21 日㈬～ 30 日㈮
【運動の基本】
　子どもと高齢者の交通事故防止
【運動の重点】
○横断歩道における歩行者優先の徹底
○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○飲酒運転の根絶
◆９月 30 日は交通事故死ゼロを目指す日
　記録の残る 1968（昭和 43）年以降、毎日、全国のどこかで交通死亡事故が発生しています。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。
【問い合わせ】　市民生活課
　☎ 22-9638　FAX 22-9641

お知らせ 重度障害者（児）福祉手当

◆重度障害者福祉手当
【対象者】
　次の①～④のすべてに該当する人
① 20 歳以上の人
②在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
③家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
④次のいずれかの手帳を持っている人
○身体障害者手帳１～３級
○療育手帳 A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
○精神障害者保健福祉手帳１級
【支給額】　月額 3,000 円
※次に該当するときは支給対象外
①特別障害者手当、経過的福祉手当（いずれも国の手当）または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格がある人
②病院や診療所などに３カ月以上継続して入院している人
【支給月】
　年２回（４月・10 月）
【受給方法】
　本人からの請求により支給しますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

◆状況届を提出してください
　現在、重度障害者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、状況届を提出してください。
【提出期限】　９月 26 日㈪

◆重度障害児福祉手当
【対象者】
　次の①②に該当する人
①３歳以上 20 歳未満の人
②次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者
○身体障害者手帳１～３級
○療育手帳 A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
○精神障害者保健福祉手帳１級
【支給額】　月額 5,000 円
※障害児福祉手当（国の手当）の受給資格があるときは支給対象外。
【支給月】
　年２回（４月・10 月）
【受給方法】　保護者からの請求により支給します。
【提出先・問い合わせ】
　障がい福祉課
　☎ 22-9656　FAX 22-9662
　各支所住民福祉課

お知らせ ９月 20 日～ 26 日は動物愛護週間です

～いつも、いっしょ。だから、一生。～

　動物愛護週間は、動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について、皆さんに関心を持ってもらうための週間です。
　最後まで責任を持って飼うことは飼い主の義務です。病気になっても、年をとっても家族の一員として最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。
　また、あなたのペットが周りの人に迷惑をかけていないか気を配り、飼い主としてのマナーを守りましょう。
　不幸な動物を増やさないために、飼う前に命を預かる責任について考えましょう。
◆動物の習性を理解し、最後まで責任を持って飼いましょう
　犬や猫は 10 年以上生きる動物です。最後まで責任を持って飼えるか、飼う前に家族みんなで考えましょう。
◆近隣に迷惑をかけないようにしましょう
　「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」で、犬の放し飼いは禁止されています。また、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。
◆むやみに繁殖させないようにしましょう
　捨て犬・捨て猫などを増やさないように、繁殖を希望しない場合は、不妊･去勢手術を受けさせましょう。
◆飼い主を明らかにしましょう
　迷子や盗難を防ぐため、鑑札・マイクロチップなどの標識をつけましょう。
【問い合わせ】　市民生活課
　☎ 22-9638　FAX 22-9641

今月の納税

○納期限　９月 30 日（金）

納期限内に納めましょう
国民健康保険税（３期）
※納税は便利な口座振替で
【問い合わせ】
　収税課　☎ 22-9612

催し いがまち人権パネル展

【と　き】
　9月6日㈫～23日㈮
　午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。
※16日㈮・21日㈬は午後7時30分まで延長して開館します。
【ところ】
　いがまち人権センター
【内　容】
　「しらさぎ識字学級25年のあゆみ」
【問い合わせ】
　いがまち人権センター
　☎45-4482　FAX 45-9130

催し 寺田市民館「じんけん」パネル展

【と　き】
　9月29日㈭まで
　午前8時30分～午後5時
※土・日曜日、祝日を除く。
【ところ】
　寺田教育集会所　第1会議室
【内　容】
　「『伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例』・『伊賀市人権尊重都市宣言』」
　2004（平成16）年11月、伊賀市の誕生とともにこの条例を制定し、その翌年には人権尊重都市「伊賀市」を宣言しました。
　全ての市民の人権が尊重される明るく住みよい市を築くため、市がどのような取り組みを行ったのか、もう一度振り返ってみましょう。
【問い合わせ】
　寺田市民館
　☎／FAX 23-8728

催し 認知症の人と家族の会「伊賀地域つどい・交流会」

【と　き】　9月27日㈫
　午後1時30分～4時
【ところ】
　名張市武道交流館いきいき（名張市蔵持町里2928番地）
【参加費】　200円
※認知症の人は無料。家族の会会員は100円。認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。
【問い合わせ】
　地域包括支援センター（中部にんにんサポート伊賀）
　☎26-1521　FAX 24-7511

お知らせ 森林に関係する主な届出制度

　次のときは、届出が必要です。
◆森林の土地を取得したとき
　売買や相続などにより、森林の土地を取得したとき
【届出の名称】
　「森林の土地の所有者届出書」
【届出義務者】
　森林の土地を取得した者
◆森林の立木を伐採するとき
　森林整備計画に従った適切な施業をするため、間伐を含む立木を伐採するとき
【届出の名称】
　「伐採及び伐採後の造林の届出書」
【届出義務者】
　森林所有者や伐採業者
◆森林の土地を売買するとき
　水源地域内で森林の売買などの契約をしようとするとき（事前の届出）
【届出の名称】
　「土地の所有権等の移転等の届出書」
【届出義務者】
　水源地域内の土地所有者（売主）
【届出先】
　三重県伊賀農林事務所（四十九町2802番地）
　☎24-8142　FAX 24-8112
　各法令や森林法の保安林制度などに基づく許認可が必要な場合がありますのでご確認ください。
　詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
【問い合わせ】　農林振興課
　☎43-2301　FAX 43-2313

催し 第3回あやま人権・同和問題学習講座

　一人ひとりが尊重され、誰もが参画できる人権社会をめざして、講座を年4回開催しています。
【と　き】
　10月7日㈮　午後7時30分～（受付：午後7時～）
【ところ】
　阿山保健福祉センター　ホール
【演　題】
　「子どもたちの社会的自立をどのように育むのか～特に、学校と家庭・地域の連携を意識して～」
【講　師】
　㈶全国人権教育研究協議会
　代表理事　桒原　成壽さん
【問い合わせ】　阿山公民館
　☎43-0154　FAX 43-9019

お知らせ 国民健康保険被保険者証をお送りします

　現在お持ちの被保険者証の有効期限は、9月30日です。10月1日から使える被保険者証は9月15日以降に順次、簡易書留郵便でお届けします。10月からは新しい被保険者証で診療を受けてください。
◆記載内容に誤りがないか確認してください
　記載内容に誤りがある場合や被保険者証が届かない場合はご連絡ください。
◆有効期限を確認してください
　有効期限は原則1年（平成29年9月30日まで）ですが、次の場合は期限が異なります。
①75歳になる人は、75歳になる誕生日の前日まで
②退職者医療被保険者の人は、65歳になる月の月末まで（1日生まれの人は前月末まで）
※退職被保険者の被扶養者は、退職被保険者本人か、被扶養者自身が65歳になる月のいずれか早いほうの月末まで（1日生まれの人は前月末まで）
◆期限切れの被保険者証について
　期限切れの被保険者証は、保険年金課または各支所住民福祉課の担当窓口へ返却するか、破棄してください。
【配達に関する問い合わせ】
　日本郵便㈱上野郵便局
　☎21-3232
※9月14日～29日の間に限る。
【問い合わせ】
　保険年金課
　☎22-9659　FAX 26-0151

お知らせ お詫びと訂正

　広報いが市8月1日号20ページに掲載した「市長の伊賀じまん」の記事の内容に誤りがありました。
　お詫びして訂正します。
誤）悲忱　正）**棐忱**（ひしん）
【問い合わせ】　広聴情報課
　☎22-9636　FAX 22-9617

献血のご案内

●**9月15日（木）**
　午後1時～4時
　阿山保健福祉センター

募集 点訳ボランティア養成講習会

上野点字図書館では、点字図書の製作に携わっていただける点訳ボランティアの養成講習会を開催します。

【と　き】
10月7日～平成29年3月10日までの毎週金曜日
午前9時30分～11時30分
※12月23日・30日、平成29年1月6日を除く。(全20回)

【ところ】
上野点字図書館（上野寺町1184番地の2）

【内　容】 点字の読み方から点訳の基礎知識の習得

【対象者】
○初めて点訳を学ぶ人
○15回以上出席できる人
○パソコンを使える環境にある人
○講習会終了後も継続して活動に協力していただける人

【定　員】 15人程度

【申込期限】 9月23日㈮

【申込先・問い合わせ】
上野点字図書館　☎23-1141
※日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時まで
障がい福祉課
☎22-9657　FAX22-9662

募集 模擬裁判員裁判の見学

10月1日から7日までは「法の日」週間です。

津地方裁判所・津地方検察庁・三重弁護士会では、裁判員制度について理解を深めていただくための催しを行います。

【と　き】 10月6日㈭
午後1時5分～（午後1時までに集合）

【ところ】
津地方裁判所（津市中央3-1）

【内　容】
大学生が裁判員役を務める模擬裁判員裁判の見学・模擬裁判終了後に法廷などの設備や裁判員裁判の進め方の説明

【定　員】 15人　※先着順

【申込期間】
9月20日㈫～28日㈬
※土・日曜日、祝日を除く。

【申込先・問い合わせ】
津地方裁判所事務局総務課
☎059-226-4172
（平日の午前9時～午後5時）

募集 危険物取扱者試験・予備講習会

◆危険物取扱者試験予備講習会

【と　き】
10月7日㈮
午前9時～午後5時

【ところ】
中消防署西分署　2階会議室

【定　員】 80人

【申込受付期間】
9月13日㈫～30日㈮

【申込先・問い合わせ】
消防本部予防課
☎24-9103　FAX24-9111

◆危険物取扱者試験（後期）

【と　き】
11月3日㈭㊗
○乙種4類
午前10時～正午・午後1時30分～3時30分
○丙種
午前10時～11時15分

【ところ】
伊賀市勤労者福祉会館（上野丸之内182番地の3）

【申込方法】
①消防本部・各消防署・各分署にある願書に必要事項を記入の上、郵送してください。
※詳しくは願書をご覧ください。
②電子申請
※㈠財消防試験研究センターのホームページからお申し込みください。

【申込期限】
①郵送：9月12日㈪　※消印有効
②電子申請：9月9日㈮

【申込先・問い合わせ】
㈠財消防試験研究センター三重県支部　☎059-226-8930

募集 税理士相談会

税金･会計のことでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

【と　き】 9月10日㈯
午後1時30分～4時30分

【ところ】 名張産業振興センターアスピア　4階

※予約優先（1人30分程度）

【対象者】 伊賀地域に在住・在勤の人

【申込先・問い合わせ】
東海税理士会上野支部
☎51-0932(午前9時～午後4時)
http://www.ict.ne.jp/~zei-ueno/

【問い合わせ】 課税課
☎22-9613　FAX22-9618

募集 介護予防教室「お達者教室」

要介護状態の予防には「からだを動かすことの継続」と「お口の健康の維持」が大切です。

楽しく、無理のない運動を行って筋力をつけ、お口の健康を保ち、ますます元気になりましょう！

【とき・ところ】 ①②のいずれかを選択してください。
①ゆめぽりすセンター
10月17日㈪・31日㈪、11月8日㈫・21日㈪
②いがまち保健福祉センター
11月4日㈮・11日㈮・15日㈫・25日㈮
※いずれも午後2時～3時30分
※同じ会場で4回連続受講していただきます。

【対象者】 市内在住の65歳以上の人（原則､全部の回に参加できる人）

【内　容】 運動指導（実技）、お口の健康の話・体験、脳のトレーニング・レクリエーションなど

【定　員】 各会場30人　※先着順

【持ち物】 水分補給できるもの、運動のできる服装

【申込方法】 電話

【申込期間】 9月12日㈪～23日㈮

【申込先・問い合わせ】
地域包括支援センター
☎26-1521　FAX24-7511

募集 自衛官になりませんか

【募集種目】 自衛官候補生（男子）

【応募資格】
18歳以上27歳未満の人

【試験日】 9月23日㈮・24日㈯・27日㈫・28日㈬、10月22日㈯、11月20日㊐、12月18日㊐
※いずれか1日を選択

【試験場】 久居駐屯地（津市久居新町975番地）

【試験種目】
筆記試験(国語･数学･社会･作文)･口述試験・適性検査・身体検査
※合格発表の日程は試験日にお知らせします。
※自衛官候補生の募集は、年間を通じて行っています。
詳しくはお問い合わせいただくか、インターネットで自衛隊三重を検索してください。

【応募先・問い合わせ】 自衛隊伊賀地域事務所　☎21-6720（平日の午前9時～午後6時）

病院の仕事を学ぼう

オープンホスピタル（8月6日）

▲看護師の業務体験では、血圧測定などを体験しました。

上野総合市民病院で、オープンホスピタルを開きました。

この催しは、小学生から大学生・専門学校生までを対象として、将来病院で働こうと考えている人に医療の現場を体験してもらうことを目的に開催しています。

この日は実際に医療機器を使用した業務体験ができ、参加した約50人は病院のさまざまな仕事について理解を深める1日となりました。

▲放射線科技師の業務体験では、腹部エコー検査の機械を使って画面に表示される体内の様子を観察しました。

歴史を刻む地域の鉄道

伊賀線開業100周年記念イベント（8月7日）

▲来賓によるテープカットと、白鳳幼稚園の園児によるくす玉割りが行われました。

ハイトピア伊賀で、伊賀線開業100周年記念イベントが開催されました。

会場には、運転シミュレーションのコーナーや伊賀線の沿線を再現したジオラマの展示などがあり、訪れた人は伊賀線の魅力を堪能しました。

また、伊賀鉄道上野市駅では、100周年記念列車「バースデー・スイーツトレイン」の出発式を行い、多くの人が大きな拍手で記念列車を見送りました。

▲運転シミュレーションを体験する子どもの様子。

◀県立伊賀白鳳高等学校パティシエコースの生徒がこの日のために製作したバースデーケーキなどが用意されました。

早い！おいしい！ガス炊飯器で新米を炊こう！

「はじめチョロチョロ〜なかパッパ」
火で炊く
それがおいしさの秘訣です。

ガス炊飯器の良いトコロ
強火と火加減
弱火で始まり一気に強火で沸騰まで。絶妙の火加減だからおいしい！
包み込む
火の力が対流を起こし、釜全体を高温で包み込むからおいしい！
短時間
なんてったって、火で炊くから早い！

上野ガス UENO GAS
伊賀市上野茅町2706
☎0595-21-3611
http://www.ueno-gas.co.jp

※掲載広告について不明な点は直接広告主へお問い合わせください。

灯りをともして

ライトアップイベント「お城のまわり」（8月13・14日）

▲国史跡旧崇広堂ではふれあい呈茶会が開かれ、ライトアップされた庭を眺めてお茶を楽しむ姿が見られました。

上野公園とその周辺施設で、ライトアップイベント「お城のまわり」を開催しました。

２日間にわたり、上野公園やその周辺にある歴史的建造物群のライトアップのほか、施設に映像を映し出すプロジェクションマッピングなど、さまざまな催しを行いました。

訪れた人は、普段とは違う姿を見せた伊賀の夜を楽しんでいる様子でした。

▲伊賀上野城の竹灯りでは訪れた人も一緒に火を灯すことができ、多くの人が集まりました。

小・中学生のためのコラムです

本紙20ページの「防災の日と防災週間」について、わかりやすく解説します。

こども広場「地震について考えよう」

日本は地震の多い国です

地球の表面はプレートと呼ばれる厚い岩盤が重なり合ってできています。プレートは少しずつ動いていて、跳ね上がったり割れたりしたときに地震が発生します。日本は世界の中でも特に地震が多い国です。

今回は地震について考えてみましょう。

地震のときの正しい行動

次のクイズを解いてみてください。

問1.「部屋の中にいるときに大きな地震が発生した。すぐにしなければならないのはどっち?」

①ドアを開けて急いで外に出る。

②丈夫な机の下にもぐり、頭や体を守る。

問2.「家族と離れているときに地震が発生した。そんなときのために決めておくことで、正しいのはどっち?」

①安全な集合場所を家族で決めておく。

②危険でも自宅に集まると決めておく。

地震に備えて準備をしておこう

みなさん、クイズの答えは分かりましたか。

問1の答えは②です。

地震が発生したら、慌てずに机の下や倒れそうな家具がないところなど、安全な場所に避難してください。地震がおさまったら家族や先生の指示に従いましょう。

問2の答えは①です。

地震は家族と一緒にいるときに起こるとは限りません。事前に避難場所や連絡方法を家族と話し合っておきましょう。

地震が発生するとパニックになり正しい行動が取れなくなります。いざというときのために、地域や学校での避難訓練はとても大切です。また、地震の規模が大きいと、助けを受けられるまでに時間がかかることが予想されます。最低でも1人あたり3日分の食べ物や飲み物などを準備しておくよう、家族で確認しておきましょう。

地震について少しでも分かりましたか。これを機会に家族や友達と話し合ってみてくださいね。

【問い合わせ】総合危機管理課
☎22・9640　FAX24・0444

カラダのこと おしえて！

長引く場合はご注意を

腰痛や足のしびれ・痛み

腰痛や足のしびれ・痛みに潜む「背骨」の病気

腰痛や足のしびれは誰もが経験したことのある症状ではないでしょうか。一般的には、無理をしなければ自然に治ることが多いですが、なかには専門的な治療を要する場合があります。

長引く腰痛や足のしびれ・痛みには、腰部脊柱管狭窄症や腰椎椎体骨折、腰椎椎間板ヘルニアなど背骨の病気が潜んでいることがあります。まずは原因を特定することが治療の第一歩といえます。

背骨や椎間板の変形が引き起こすさまざまな症状

腰部脊柱管狭窄症は、特殊な病気ではなく、年齢と共に変形した背骨や椎間板により、神経の通り道（脊柱管）が狭くなり、神経が圧迫され、神経痛や間欠性跛行といった症状が生じます。間欠性跛行とは、座っていたら症状はないのに、歩き出すとお尻から足にかけてしびれや痛みが出て歩けなくなるというものです。

検査後、まずは保存療法を

検査はMRIが有効で、レントゲンでは写らない椎間板や神経も見ることができ、圧迫部位の特定に大変役立ちます。

また、高齢者の場合、背骨に新しい骨折が生じていないかを確認することもできます。

治療としては、まずは薬の服用などの保存療法で、神経痛を軽減させたり、生活動作指導により改善できる場合があります。

神経の圧迫を改善するために手術が必要になることも

長く続く強い痛みや間欠性跛行、足の筋力低下（運動麻痺）などの症状があれば、神経が相当な負担を受けているため、圧迫を取り除くための手術が必要な場合があります。

現在の医療では、神経を直したり生き返らせる手術はできませんので、神経に回復力が残っている間に神経の圧迫を取り除く手術をすることが大切です。

腰痛や足のしびれ・痛みが長引いて困っている人は、一度整形外科にご相談ください。

（整形外科　新谷　健）

【問い合わせ】　上野総合市民病院　☎24-1111

◆ 災害に備えて防災・減災に取り組みましょう

防災の日と防災週間

【問い合わせ】総合危機管理課
☎22-9640　FAX 24-0444

今から約90年前の1923（大正12）年9月1日は、関東大震災が起きた日です。

国では、9月1日を「防災の日」、8月30日～9月5日を「防災週間」と定め、災害に対する認識を新たにする機会としています。

◆家の中を安全に

家具が転倒・落下・移動すると直接物が当たってけがをするだけではなく、割れた食器を踏んだり、避難通路をふさぐなどの危険があります。阪神・淡路大震災での死亡原因の約9割が家屋の倒壊や家具類の転倒による圧死や窒息死でした。

災害から命を守るために、家具の固定や配置の工夫をするとともに住まいの耐震性も確認しましょう。

◆非常持出品・備蓄品の準備を

災害の規模が大きくなると、救援を受けられるまでの時間が長くなることが予想されます。1人あたり最低3日分の食料や水などを備え、年1回は食料の期限が過ぎていないか確認しましょう。赤ちゃんや高齢者などの家族に応じた物を用意することも大切です。

◆家族との連絡方法の確認を

災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板などの活用方法を知り、家族内で避難場所などの情報をどこに残すかを話し合い、自宅が被災した場合に備えて集合場所を決めておきましょう。

◆情報の活用

地震の際、市・携帯電話各社・ケーブルテレビなどが災害の情報を発信していることをご存じですか。

- ○**緊急地震速報**：大きな地震の発生直後に各地の強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報
- ○**防災行政無線**：市内に設置している屋外拡声器（スピーカー）や個別受信機で震度速報を放送するもの
- ○**あんしん・防災ねっと**：登録型の災害時緊急メール配信サービス

※災害時の緊急情報・避難所情報や休日・夜間診療所情報などが閲覧できます。登録は右のQRコードを読み込むか「あんしん・防災ねっと」で検索してください。▲QRコード

伊賀警察署だより

交通事故を減らすために

三重県内で交通死亡事故が多発しています。

県内の交通死亡事故の特徴として次のことが挙げられます。

○死亡事故に対する高齢者の割合が高い
○歩行中に事故にあい、死亡する人が多い
○シートベルトの着用率が低い

さらに、伊賀警察署管内で発生の多い事故形態としては、『追突』や『出会い頭』の事故が挙げられます。

これらの事故を防ぐためには、車の運転者は車間距離をとり、スピードを控えめにして安全な速度で走行することが大切です。また、車に乗るときは必ずシートベルトを着用しましょう。

交差点では、信号を守り、一時停止や徐行をして、しっかりと安全を確認することが必要です。

歩行者は、明るくめだちやすい服装を心がけ、特に夜間外出する際は、反射材を活用しましょう。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎21-0110
名張警察署 ☎62-0110

公共交通を利用しましょう

マナーを守って公共交通を利用しよう

マナーは他人を思いやる気持ちであり、公共交通においても一人ひとりが気をつけなければなりません。子どもにとっては、公共交通の利用が公共マナーを身につけるチャンスにもなります。まずは自分が嫌だなと思うことはしないことが大切です。

◆公共交通での主なマナー
○大声で騒がない　○座席を余分にとらない
○携帯電話で通話をしない
○降りる人より先に乗ろうとしない　など

また、マナーを守るほかにも、駅のホームでの歩きスマホや、線路に立ち入る行為、停車直前のバスの車内で立ち上がる行為などは、自分だけでなく周りの人にも危険が及びますので、絶対にしないでください。

これらを守って、みんなで楽しく公共交通を利用しましょう。

【問い合わせ】 交通政策課
☎22-9663　FAX 22-9852

7～9月は
公共交通機関
利用促進期間

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

地方創生と人権　－総合政策課－

伊賀市の人口は、2010（平成22）年に10万人を下回り、このままの状態が続くと約45年後の2060年には5万3,000人くらいに減少していくと予想されています。

市では、人口減少に歯止めをかけ、引き続き活力あるまちを維持していくという「地方創生」の取り組みのために、2015（平成27）年10月に「来たい・住みたい・住み続けたい“伊賀”づくり」をテーマに「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

「地方創生」と「人権の尊重」とは、直接関係がないように思えるかもしれません。しかし、一人ひとりの人権が認められ、多様性が尊重されてこそ、それぞれの個性や能力が発揮でき、活力ある社会を維持することにつながるのではないでしょうか。

市では、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたって、未婚率や出生率といった統計データの分析を行っていますが、結婚や出産は個人の決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけることや、プレッシャーを感じさせることがないようにする配慮が必要です。

このことからも、互いの違いや生き方を認め合い、人権を尊重することは、地方創生に取り組むにあたっての大切な視点であるといえます。

また、伊賀市は、全国でも外国人住民の割合が高く、定住化が進んでいます。総合戦略の中でも、外国人住民が地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会を推進することを市独自の視点として掲げていますが、これも魅力あるまちづくりにつながるのではないでしょうか。

人権の尊重という視点を大切にしながら、「来たい・住みたい・住み続けたい」と思われる伊賀市をみんなでつくっていきましょう。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎47-1286　FAX 47-1288　✉jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ

図書館だより

《問い合わせ》
上野図書館　☎21-6868　FAX 21-8999
いがまち図書室（いがまち公民館内）　☎45-9122
島ヶ原図書室（島ヶ原会館内）　☎59-2291
阿山図書室（あやま文化センター内）　☎43-0154
大山田図書室（大山田公民館内）　☎47-1175
青山図書室（青山公民館内）　☎52-1110

今月の新着図書

◎一般書

『食べて、育てるしあわせ野菜レシピ』
大橋　明子／著
「ヤマイモの皮からムカゴ」「ポップコーンの豆からコーンスプラウト」など、今すぐ始められる簡単で楽しい再生栽培の方法と、その調理方法を教えてくれる一冊です。

◎絵本

『ジョンくんのてがみ』
新川　智子／作、市居　みか／絵
ジョンくんはおばあちゃんにお手紙を書きました。どんぐりに、木の葉に、玉ねぎの皮に…。ところが、どれもおばあちゃんに届けることができませんでした。4通目のお手紙は届くかな？

■一般書

『ねないこはわたし』　せな　けいこ／作・絵
『通信料金の不思議』
テレコムインサイド／編

■児童書

『世界一の三人きょうだい』
グードルン・メプス／作
『猛毒生物大図鑑』　長沼　毅／監修
『江戸を楽しむ！絵ときなぞなぞ』
岩崎　均史／監修

■絵本

『ねずみくんとおばけ』
なかえ　よしを／作、上野　紀子／絵
『スタジオジブリの乗り物がいっぱい』
スタジオジブリ／監修

図書館（室）からのお知らせ

～図書館を考える講演会～

出口治明さんをお招きして、図書館とはどんな場所なのかを語っていただきます。

【と　き】 9月17日㈯　午後2時～3時30分
【ところ】 上野図書館　視聴覚室
【内　容】 「図書館と私」
【講　師】 ライフネット生命保険　代表取締役会長　出口　治明さん
【定　員】 60人　※先着順
【申込受付開始日時】 9月8日㈭　午前9時～
【申込方法】 上野図書館へ電話でご連絡ください。

9月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。（30分～1時間程度）

と　き		ところ	催物（読み手）
7日㈬	10：00～	いがまち図書室	絵本の時間（お話の国アリス）
10日㈯	10：30～	上野図書館	おはなしの会
		大山田図書室	おはなしたいむ（きらきら）
13日㈫	10：30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと＆はあと）
14日㈬	10：30～	いがまち図書室	ミニサロンひまわり
18日㈰	10：30～	阿山図書室	読み聞かせの会（はあと＆はあと）
20日㈫	14：30～	島ヶ原老人福祉センター（清流）	読み聞かせ会（ネェよんで）
21日㈬	10：30～	上野図書館	えほんの森（よもよも）
24日㈯	10：00～	いがまち図書室	読み聞かせ会（ぶらんこ）
	10：30～	上野図書館	おはなしの会
27日㈫	13：30～	青山図書室	おはなしなあに？
28日㈬	10：30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
10月5日㈬	10：00～	いがまち図書室	絵本の時間（お話の国アリス）
	10：30～	青山子育て支援センター	あかちゃんこんにちは（だっこ）

いっしょにおはなし会をつくろう！

絵本や紙芝居の読み手として、またはスタッフとして、「小学生による秋のおはなし会」を一緒にしてくれるお友達を募集します。

【と　き】
○練習：9月24日㈯
○リハーサル・本番：10月15日㈯
いずれも午後1時30分～（2時間程度）
【ところ】 上野図書館　視聴覚室
【対象者】 小学校4～6年生（両方の日程に参加できる人）
【定　員】 10人　※先着順
【申込受付開始日時】 9月10日㈯　午前9時～
【申込方法】
上野図書館へ電話でご連絡ください。

９月の二次救急実施病院

⊙各病院の受け入れ体制

日	月	火	水	木	金	土
＊小児科以外の診療科です。				1 名張	2 上野	3 名張
4 名張	5 岡波	6 名張	7 岡波・名張	8 名張	9 上野	10 上野
11 岡波	12 岡波	13 上野	14 岡波・名張	15 名張	16 上野	17 名張
18 名張	19 岡波	20 名張	21 岡波・名張	22 名張	23 上野	24 上野
25 岡波	26 岡波	27 上野	28 岡波・名張	29 名張	30 上野	

≪実施時間帯≫ 平日：午後５時～翌日午前８時 45 分
土・日・祝日：午前８時 45 分～翌日午前８時 45 分

≪実施時間帯（岡波総合病院）**≫**
月曜日：午後5時～翌日午前9時　水曜日：午後5時～翌日午前8時45分　日曜日：午前９時～翌日午前８時45 分
※月・水曜日が祝日の場合、午前9時～翌日午前8時 45 分

救急車での搬送限定ではありませんが、必ず事前に連絡が必要です。
【上野総合市民病院（☎ 24-1111）】
【名張市立病院（☎ 61-1100）】
【岡波総合病院（☎ 21-3135）】

※重症者が重なり、診察できない場合があります。また、非当番日は救急の受け入れを行いません。
※二次救急（重症）の人が対象です。

⊙伊賀市救急相談ダイヤル 24

☎ 0120-4199-22
（フリーダイヤル）

医師・看護師などが 24 時間年中無休体制で、救急医療や応急処置などに関する相談に応じます。（通話料・相談料：無料）

⊙伊賀市応急診療所（一次救急）

【診療科目】 一般診療・小児科
【所在地】 上野桑町 1615 番地　☎ 22-9990
【診療時間】 月～土曜日：午後８時～ 11 時
日曜日・祝日：午前９時～正午・午後２時～５時・午後８時～ 11 時
※受付は、診療終了時刻の 30 分前までにお願いします。
◆夜間・日曜日および祝日診療を行っている医療機関については、**三重県救急医療情報センター（☎ 24-1199）**へお問い合わせください。

情報交流ひろば

となりまち　いが・こうか・かめやま

甲賀市

～車窓から見える「にんじゃえもん」～
甲賀流田んぼアート

甲賀市水口町牛飼地区の水田で、地区内を走る信楽高原鐵道（てつどう）の車窓から見える「田んぼアート」が完成し、見頃を迎えています。

水田には、黄や黒、白など５種類の苗を使い、甲賀市観光協会・甲賀市商工会のキャラクター「にんじゃえもん」が手裏剣を持って走る姿が描かれています。

ぜひ、車窓から田んぼアートをご覧ください。

【見　頃】 10 月８日㈯の稲刈りまで
【ところ】 甲賀市水口町牛飼地区（信楽高原鐵道貴生川駅～紫香楽宮跡駅間）
※貴生川駅を出発し、約３分後に進行方向左手に見えます。
【問い合わせ】 甲賀市役所観光企画推進室
☎ 0748-65-0708　FAX 0748-63-4087

【問い合わせ】 甲賀市広報課　☎ 0748-65-0675

亀山市

～すがすがしいひとときを広大な茶畑で～
亀山青空お茶まつり

亀山市の特産品「亀山茶」。約 88ha の茶生産団地「中の山パイロット」で、生産者と消費者との交流を目的に「亀山青空お茶まつり」が開催されます。お茶にちなんだ楽しいイベントが盛りだくさんです。

【と　き】 ９月 18 日㈰　午前 10 時～午後２時
【ところ】
中の山パイロット特設会場（亀山市太森町）
【内　容】 茶摘み体験・手もみ実演・電子レンジでお茶づくり・紙風船飛ばし・バンド演奏・フォトコンテスト表彰式・農産物販売　など
【アクセス】 東名阪自動車道「亀山 IC」から約 10 分
【問い合わせ】
亀山青空お茶まつり実行委員会事務局
（三重茶農業協同組合内　☎ 059-329-3121
亀山市環境産業部農政室　☎ 0595-84-5082）

【問い合わせ】 亀山市広報秘書室　☎ 0595-84-5021

市長の伊賀じまん

―伊賀に息づく石の文化―

伊賀は、石の文化が息づいている地域です。

例えば、伊賀上野城の高石垣は誰が見てもすごいなぁと思うのではないでしょうか。伊賀は古くから荒木石などの良質な花崗岩などの石材に恵まれたことから、大和や近江の影響を受けて石造美術品が盛んに造られました。

槙山の山中に残る石造物で、鎌倉後期の特徴を持つ石造宝篋印塔は非常に立派なもので、その美しさに心を惹かれます。また、石幢と言って、灯篭の明かりを灯す部分を造っていない石造物があります。普賢院（玉瀧）の六角型の石幢は６面に地蔵が刻まれ、美しい彫技が見られます。隣接する玉瀧神社の境内には、手洗鉢として利用されている国内最大の石造湯槽（石の風呂）があり、鎌倉後期の作とされています。

また、市街地から国道163号を大山田方面に向かう途中に、中ノ瀬磨崖仏という鎌倉期から室町期にかけて造られた磨崖仏（岩壁に彫られた仏像）があります。服部川を挟んで南側に街道があった頃は、旅人たちが旅の安全を願って対岸を拝んだのでしょう。

▼市内の地蔵盆　▶普賢院の石幢

伊賀市内ではあちらこちらでお地蔵さんがまつられ、８月に地蔵盆が行われています。子どもの頃は、地蔵盆が楽しみであるのと同時に、夏休みの終わりを告げる行事として、この時期になると嬉しさとともに少し寂しさを感じたものです。私が知っている地域の地蔵盆では、子どもたちが「なんぶくなんぶくお地蔵さん、梨、栗、おあげなしておくれんか」などと唱えごとをしてお参りの人々を迎えていたことも懐かしい思い出です。地蔵盆は京都や奈良、滋賀などで盛んな風習ですが、伊賀でもこの風習が今も生きています。

石にまつわる文化や美術品は、普段は目を向ける機会が少なく、また、どこにでもあると思いがちですが、実はほかではなかなか見ることができない誇るべきものです。ぜひ皆さんにも石の文化を訪ねていただきたいと思います。　（伊賀市長　岡本　栄）

『伊賀市史』第2巻　まもなく発刊！

市史編さんだより（42）

市史編さん事業は、市民の皆さんの郷土に対する誇りと愛着の上に、さらなる関心と深い理解を得ることを目的に進めています。

まもなく、この市史編さん事業の６回目の配本である『伊賀市史第２巻 通史編 近世』を発刊します。

今回発刊の第２巻は、既刊の『第５巻 資料編 近世』やさまざまな資料をもとに、江戸時代の伊賀市域の歴史について叙述したものです。本文約９７０頁、巻頭写真15点で、本文には写真１４５点、図表２３１点を収めました。また、巻末には寺子屋や寺院・神社などの一覧表を付けました。

本文の内容は、藤堂高虎の伊賀入国から廃藩置県までの歴史を全９章にまとめ、伊賀城代藤堂采女家を中心とした藤堂藩政、城下町や宿場町、村々における人々の暮らしぶりを描いています。

また、無足人制度や伊賀者といった伊賀地域の歴史ならではの事柄に注目し、忍者のイメージとは大きく異なる伊賀者の実像にも迫りました。

さらに、当時の災害を現代の教訓にするため、伊賀国北部を震源とした幕末の大地震「安政伊賀地震」について、その発生状況や被害状況などを叙述しています。

ほかにも、俳聖松尾芭蕉を生み出した俳諧文化をはじめ、江戸時代の文人や著作物、さらには伊賀地域の産物などについても叙述するなど、高虎をして「秘蔵の国」と言わしめた、近世伊賀国の歴史が凝縮された一冊になっています。

10月から購入予約の受付を開始し、12月には市内の書店などで販売をはじめる予定です。11月末までにご予約をいただいた場合、特価4,０００円（定価5,０００円）でお求めいただけます。

購入方法などは、市ホームページや書店でご案内します。詳しくはお問い合わせください。

総務課市史編さん係
☎52・4380　FAX52・4381

▶安政伊賀地震の上野城被害図（伊賀文化産業協会所蔵）

２０１６年(平成２８年) ９月１日　発行／伊賀市　編集／企画振興部広聴情報課
〒５１８－８５０１　伊賀市上野丸之内１１６番地　☎０５９５－２２－９６３６　FAX０５９５－２２－９６１７　http://www.city.iga.lg.jp/